

政策法務アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、政策法務アドバイザーの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「政策法務アドバイザー」とは、立法技術、法制度、訴訟、行政施策その他の専門的技術を有する者のうち、市が推進する政策法務に関連して学識経験者としての立場から市に指導及び助言を行う者をいう。

(職務)

第3条 政策法務アドバイザーの職務は、市が推進する政策法務に関連して、次の各号に掲げる事項の指導及び助言等を行うこととする。

- (1) 基本的な枠組み
- (2) 立法事実
- (3) 法令用語
- (4) 目的と手段との相当性
- (5) 適法性
- (6) その他参考となるべき事項

(手続)

第4条 政策法務アドバイザーに指導及び助言を求めようとする所属の長は、政策法務課長に申し出なければならない。

(秘密の保持)

第5条 政策法務アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(依頼)

第6条 政策法務アドバイザーは、第2条に規定する者に、市長が依頼する。

2 政策法務アドバイザーは、浜松市職員の身分を有しない。

(謝礼)

第7条 市長は、政策法務アドバイザーに対し、別に定めるところにより、謝礼を支払うものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

< 改正履歴 >

平成23年7月1日 一部改正（組織改正に伴い、「企画部政策法務課長」を「政策法務課長」に改める。）